

# 不法投棄対策

## ～ 土地所有者（管理者）の皆様へ ～

廃棄物の不法投棄に土地所有者（管理者）が巻き込まれています。

前橋市では、私道、私有地等に不法投棄された廃棄物の処理についての相談を受けることがよくありますが、行政では処理や撤去することができません。

廃棄物処理法では、「土地又は建物の占有者（管理者）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つよう努めなければならない。」と、定められています。

従って投棄された廃棄物の処理は、投棄した者が不明の場合、最終的には土地所有者（管理者）の責任において処理をしていただく事になります。

廃掃法第5条第1項

### 不法投棄されやすい場所

高速道路の側道や市道、山間部の林道脇または河川、水路（道路側溝）沿いの人目につきにくい所などは不法投棄が行われやすい場所となっています。

中には白昼住宅街の交通量の少ない時間を狙って投棄する場合があります。



- ・人目につきにくい場所、柵や囲いの無い場所
- ・雑草、雑木等が生い茂り、一目で管理されていないとわかる場所
- ・車で廃棄物を運びやすい道路や河川・水路等に面した場所
- ・既にゴミが捨ててある場所 など

### 土地所有者の対応策

#### 予防策

囲いや扉への施錠を行うことで、不法投棄の多くは阻止することができます。捨てにくい場所という印象を与える事が重要です。

#### 対策例

- ・侵入防止措置をとる。  
（バリケード、チェーン等を張る、柵やフェンスを設置するなど）
  - ・管理されているという印象を与える。  
（定期的な除草、清掃の実施、センサーライトや監視カメラの設置等）
- 定期的な見回りは、万が一不法投棄された場合でも早期発見につながります。
  - 不法投棄は、投棄物が散在していたり、管理が不十分と思われる場所に繰り返し投棄される傾向がありますので、早めに処理を行いましょう。



## 敷地内(私有地、私道等)に不法投棄されてしまったら

敷地内に不法投棄されてしまったら、まず、警察または市役所（廃棄物対策課）に通報してください。

廃掃法第5条第2項

- ・ 廃棄物を投棄した者が特定できる場合：  
警察や市（廃棄物対策課）から投棄した者に対して撤去を命じます。
- ・ 投棄した者が特定できない場合：  
原則土地の所有者、管理者の責任と費用で処分してください。



処分方法については、市役所廃棄物対策課にご相談ください。

## 道路、河川、公園等の不法投棄については

公共の場所に不法投棄を見つけた場合は、最寄りの警察署、市（廃棄物対策課）、施設管理者等に連絡をお願いします。

- ・ 廃棄物を投棄した者が特定できる場合：  
警察や市（廃棄物対策課）から投棄した者に対して撤去を命じます。
- ・ 投棄した者が特定できない場合：  
関係管理者と連絡を取り、処分を行います。



公共の場所を清潔に保つため、皆様のご協力をお願いします。

### 【問い合わせ先】

前橋市役所 廃棄物対策課 指導係 (027-898-5840)

違反情報は、

県警生活環境課 「環境犯罪110番」 (027-243-3824)

又は、寄りの警察署生活安全課へ